

「西九州新幹線 長崎ファンクラブ」会則

第1条 名称

本会は、「西九州新幹線 長崎ファンクラブ」（以下、本クラブという）と称する。

第2条 目的

本クラブは、会員の西九州新幹線への愛着を深め、利用促進を図ることを目的とする。

第3条 運営

本クラブの運営事務局（以下「事務局」という。）は長崎県地域振興部新幹線対策課内に設置する。

第4条 会員

1 本クラブの会員は次の2種類とする。

(1) 個人会員

日本国内に在住し、本クラブから配信される電子メールを受信できるメールアドレスを登録した者

(2) 団体会員

長崎県地域振興部交通政策課及び新幹線対策課が事務局を担う「長崎新幹線・鉄道利用促進協議会」（以下、協議会という）の会員団体（自治体や各団体は除く）

第5条 入会

本クラブに入会を希望する個人会員は、本会則に同意のうえ次の各号に掲げる必要事項を記載した内容を、メールまたはFAX等により事務局に申し込まなければならない。なお、団体会員は本クラブへの入会手続きは不要とする。

但し、申込者が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定める暴力団並びにその関係団体をいう。）の組員、構成員もしくは関係者であると事務局が認めた場合は、入会を拒否することができる。

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 住所
- ・ 電話番号
- ・ メールアドレス

第6条 入会金及び会費

本クラブの入会金及び会費は無料とする。なお、団体会員は協議会が定める会費をもって無料とする。

第7条 会員特典

会員は次号に掲げる特典を受けることができる。また、団体会員に勤務する者は、第4条1項(1)の個人会員として、各種特典を受けることができる。なお、本クラブの会員証を譲渡又は貸付すること及びクラブ会員本人以外は使用できない。

(1) 個人会員

- ・ 会員証の発行
- ・ 電子メールにより送付される西九州新幹線に関する情報（会員限定会報誌含む）
- ・ 新幹線関連イベントへの優先招待（抽選）
※参加する場合の旅費等については、会員自らの負担
- ・ 限定グッズ（抽選）
- ・ その他、会員特典として定めた事項

(2) 団体会員

- ・ 会員限定会報誌
- ・ 限定グッズ
- ・ その他、会員特典として定めた事項

第8条 登録事項の変更

- 1 会員は会員情報に変更があった場合は、速やかにメール等で事務局へ連絡することとする。
- 2 1の手続きを行わなかったことにより、会員特典を受けることができなかつた等、会員に不利益が生じた場合の責任は会員が負うこととする。

第9条 会員資格の取り消し

事務局は、会員が次の各号のいずれか一つにでも該当するときは、その会員の会員資格を取り消すことができる。

- (1) 本クラブの活動や運営を故意に妨害したとき
- (2) 本クラブの名誉又は信用を傷付け、もしくは秩序を乱したとき
- (3) 本会則に違反するなど、会員として不適格であると判断したとき
- (4) 申込者が虚偽の事実を申告したとき

第10条 退会

- 1 本クラブの会員は、本クラブを退会することができる。
- 2 本クラブの退会を希望する個人会員は、次号に掲げる内容をメールまたはFAX等により事務局に提出しなければならない。なお、団体会員は別途協議会が定める退会手続きを行うことにより、本クラブも退会したものとみなす。
 - ・氏名
 - ・住所
 - ・電話番号
 - ・提出年月日
 - ・退会理由
- 3 退会の時期は、事務局が退会届を受理した日とする。
- 4 本クラブを退会した者は、第7条に掲げる特典を受けることはできない。

第11条 会則の変更

本クラブは、必要と認めたときに会員への予告なく、本会則の内容を変更できるものとする。その際、県庁ホームページ等で速やかに会員に告知するものとする。

第12条 会員の個人情報の登録・利用及び提供に関する同意

- 1 本クラブは、登録された個人情報を他に漏らさないよう、その保護に十分注意し取り扱う。
- 2 会員は、会員の個人情報の利用及び提供に関し、次の各号に同意するものとする。
 - (1) 本クラブは、次の各号に掲げる目的のために会員の個人情報を利用することができる。
 - ・会員特典の提供
 - ・会員を対象としたアンケート等の実施
 - ・その他、新幹線情報及びクラブ情報等の案内
 - (2) 本クラブは、より良い運営を行うために、会員の個人情報のうち特定個人を識別することができない方法により統計データとして開示することがある。
 - (3) 前項に定める場合のほか、法令等正当な理由がある場合には、会員の個人情報を第三者に提供する場合がある。
 - (4) 本クラブが提供するサービス等について、会員との契約関係は成り立たない。
また、事務局の過失等認められる場合を除き、会員に対する損害については、事務局は損害賠償責任を負わないものとする。

附則

この会則は、令和3年9月16日から施行する。